

JPCA News

一般社団法人
日本写真著作権協会

Japan Photographic Copyright Association



photo: 大久保奈央 / Nao Ohkubo

CONTENTS

LATEST NEWS
最新ニュース

放送のネット配信手続きの簡略化 p2

トークイベント「写真家 田沼武能が遺したもの」 p3

SPECIAL REPORT
スペシャルレポート

JPCA 会長 田中秀幸氏に聞く p6

COPYRIGHT
著作権入門

「職務著作」その概要と問題点 p10

QUESTION/ANSWER
一問一答

卒業式・入学式の撮影やSNS公開で気をつけるべきことは? p11

GALLERY
ギャラリー

濱谷 浩 p4

本間 鉄雄 p8

JPCA会員団体

- 公益社団法人日本写真家協会 (JPS)
- 公益社団法人日本広告写真家協会 (APA)
- 一般社団法人日本写真文化協会 (文協)
- 日本肖像写真家協会 (日肖写)
- 一般社団法人日本写真作家協会 (JPA)
- 全日本写真連盟 (全日写連)
- 一般社団法人日本スポーツプレス協会 (AJPS)
- 一般社団法人日本自然科学写真協会 (SSP)
- 日本風景写真協会 (JNP)
- 公益社団法人日本写真協会 (PSJ)
- 一般社団法人日本スポーツ写真協会 (ANSP)

放送のネット配信手続きの簡略化

テレビ番組への写真貸出し時の注意点と「許諾推定規定」への対応方法

JPCA NEWS vol.29、30でも報じたとおり、2022年1月1日に放送のネット配信手続き簡略化を定めた改正著作権法が施行されてから1年が経過し、テレビ番組で同時配信や見逃し配信を行っている旨の告知を目にする機会も増えている。番組制作側にとっては配信手続きの簡略化につながったが、写真家を含めた権利者側にとっては、権利の主張を怠ると権利行使ができず、経済的損失を被る可能性のある厄介な改正となった。

許諾推定規定

今回の改正では、番組へ提供した著作物について「権利者が別段の意思表示をしていなければ、放送に加え、放送同時配信等の利用も許諾したと推定する」規定（許諾推定規定）が盛り込まれた。

条件が付いていることから、権利者が制作側に対し、配信については放送とは区別され許諾が必要な別媒体であること、放送とは別に使用料金が生じることなどを明確に伝えることが極めて重要となる。

テレビ放送と番組配信とは別媒体

番組への著作物の提供の際には複製権の許諾が不可欠だが、内容が同じであっても放送とは別媒体となる配信については複製権の他に公衆送信権の許諾も必要となる。

一般的に制作会社が番組内での写真等の著作物使用の許諾を求める際、別途使用料を請求される可能性のある再放送や海外放送等の有無について自ら説明することは極めて稀で、配信の有無についても同様に説明は期待できないことから、権利者側が必ず再放送や海外放送等の有無に加え、配信の有無や配信事業者の数等を確認し、それぞれ個別に使用料が発生することを明確に伝えた上で、具体的な交渉に臨むようにしたい。

テレビ番組への写真貸出し時、基本確認事項

1. 再放送・海外放送等の有無を確認する
2. 再放送等二次使用料の割引の有無を決める
3. 著作権表示は写真が表示された場面に表示することが必須（※エンドロールのみの表示はNG）
4. 著作権以外の許諾が必要な場合には制作側が個別取得する

放送のネット配信への対応方法

1. 配信の有無、配信期間や配信事業者の数を確認
2. 配信は放送とは別媒体であり配信ごとに別途使用料が生じることを確認する
3. 放送と配信とがセットになった包括契約はNG（買い叩かれる懸念あり）
4. 配信のアーカイブ化はNG（著作物が無期限で利用され続ける可能性あり）

今回の改正で配信は一定期間に限られ、アーカイブ化は認められていないものの、権利者が意思表示をしない既成事実が積み重なることにより、今後予想される改正時にアーカイブ化も「許諾推定規定」に含まれてしまう可能性は否定できない。

1回だけの放送のつもりで番組に著作物を提供了はずが、一生使われ続けてしまったり、経済的損失が生じたりしないよう、各権利者が自身の権利を理解し、適切に権利の主張をし続けることが重要であり後世への責務でもあろう。

記：加藤雅昭

photo: 加藤雅昭
HJPI320110001771



トークイベント「写真家 田沼武能が遺したもの」

見逃し配信をご覧いただけます
公開先は JPCA ホームページをご確認ください
<https://jcpa.gr.jp/news/>



2022年11月22日、トークイベント「写真家 田沼武能が遺したもの」が図書館総合展の一環として、アートミュージアム・アンヌアーレによって主催され、昨年93歳で逝去した田沼武能氏の功績を振り返った。また、田沼氏が代表を務めていた「日本写真保存センター」の活動について、図書館関係者を交え、電子書籍化への動きも視野に入れ「文化を後世に継承する」とはどういうことを語った。

登壇者は多田亜生氏（クレヴィス顧問 / 濱谷浩写真資料館事務局長）、棚井文雄氏（写真家 / JPCA 常務理事 / 日本写真保存センター統括）、山崎博樹氏（IRI 知的資源イニシアティブ代表理事）、神代浩氏（アートミュージアム・アンヌアーレ実行委員長 / 元東京国立近代美術館長）が務め、神代氏の司会によりオンライン方式で行われた。

田沼氏の写真家としての功績

多田氏より多くの田沼作品が投影され、様々なエピソードが語られた。続いて棚井氏は、田沼氏の生きざまと、氏が常に一人の表現者として被写体と向き合ってきたことをその活動と作品を通じて解説した。そして、自身が「写真著作権やフィルム保存などの活動に携わることで、写真界の先人たちへの恩返しをしたい」との思いに至ったのは田沼氏の影響であると語った。

田沼氏が訴えたネガフィルム保存の重要性

棚井氏は、写真にはアート表現の手段とは別に、ありのままを写し止めるという側面があり、田沼氏が「写真の価値は記録にある」「過去は撮れない」と繰り返し語っていたこと、そして、氏のネガフィルムを後世に遺す強い思いと、日本写真保存センター設立までの地道な活動を紹介した。続けて、欧米の写真保存の現状、日本では遺族によりネガフィルムが捨てられてしまっているとの報告があり、それは田沼氏が訴えていたように「日本文化の損失」であり、一刻も早く、貴重なネガフィルム（原版）を収集し、適切な管理の下で保存する必要があると語った。

山崎氏も写真家が様々な選択をしながら創り出した作品、その「原版」であるネガフィルム保存の重要性を訴えるとともに、図書館におけるアーカイブの経験から日本のネガフィルムのデジタルデータ化の問題点を指摘した。

神代氏は、アーカイブとその活用において博物館や図書館などとの連携が大切だと語った。

文化を後世に継承する

棚井氏より、ネガフィルムを遺す意義に関しての興味深い話があった。ネガフィルムを見ると、その写真家の被写体へのアプローチが浮かび上がってくる、その写真家が何を伝えようとしたのか、そんな写真家の本質も公開できるようにしたいと語った。

多田氏からも、個人を主張する写真か、何かを記録する写真かは、ネガフィルムを見れば一目瞭然であるとの言葉があった。

山崎氏は、写真家の意思が入ることで芸術性が存在し、その表現が存在するネガフィルム、プリント、印刷物を守らないとならない、また、地方の図書館には貴重な地域の写真が残っており、それらを保存し利用していくためには国の支援が必要であり、日本写真保存センターや美術館などとの連携が重要だと語った。

日本写真保存センターの課題と展望

棚井氏は、ネットワークを駆使して貴重なネガフィルムを見つけること、そして、それらをどう保存し、利活用を促進するのか、図書館、博物館、自治体と連携しながら写真文化を後世に伝えていきたいと展望を語り、協力を求めた。

最後に神代氏から、これを機に写真界と図書館、出版界の皆様と議論の場を作れればと結んだ。

記：池永一夫



トークイベントの様子
(オンライン)

GALLERY



photo: Hiroshi Hamaya

《靴磨き・靴修理》

濱谷浩 / Hiroshi Hamaya
銀座
1936年



photo: Hiroshi Hamaya

《古道具》

濱谷浩 / Hiroshi Hamaya

世田谷

1930年代

JPCA会長 田中秀幸氏に聞く

会長就任に際して、前会長 田沼武能のこと、そして自身の写真家としての活動、写真著作権啓発と日本写真保存センターへの取り組みについて話を聞いた。



田中秀幸会長

■田沼武能氏の写真家としての活動について どう感じていましたか？

僕にとってみれば、こうして語ること自体が恐れ多い。若い頃からお名前と作品は存じ上げていましたが、直接お目にかかることはなかったわけです。僕ら写真館とは、ジャンルが違うというか、同じ写真界とさえも言えないくらい別世界の方だったんですね。でも、日本写真文化協会「全国展フォトコンテスト」の審査員を29年間やっていただいた。最長なんです。言い換えれば、このフォトコンテストを我々と一緒に育ってくれた。そのなかで、田沼さんの人柄を知ることになりました。

例えば、あるパーティーで、田沼さんがご挨拶を始めたのにもかかわらず騒がしかったことがあります。みんな新年会の雰囲気で少し浮かれていて…。その時、田沼さんはひと言発して一喝された。空気がピッと変わりましたね。この方は、自分の言葉、発言に対して真摯な方なんだ、聞いてもらいたいんだと思いました。それだけ責任を持って話しているということです。適当な挨拶をしているんじゃないんだ、ということを強く感じました。その瞬間に芯が通っている人だと。そして、非常にユーモアがある人でもありました。

仕事を言えば、子どもの写真があり、東京のスナップがあり、武蔵野があり、それから著名人のポートレイトがある…。僕が興味を持ったのは、やっぱりポートレイト。そして後から知ったのですが、田沼さんもご実家が写真館だった。写真館の出身でもこういうことができるんだと、急に近く感じ、そして安心感を覚えました。

初めてポートレイト作品を見た時には、自由に撮っていらっしゃると思ったのですが、依頼されて撮っているんですね。しかし、ただ言われて撮っているんじゃない、ご自身の作品としての自己表現が

ありました。僕ら写真館の撮影でも、写真の中に、自分の主張とか考え方を入れていいんだ、許されるのではないかと教えてもらった、感じさせられたんです。かなり影響は受けていますね。影響を受けて、何とかそれを自分のなかでモノにしなくちゃいけないと感じていました。

■田沼氏の写真著作権の啓発活動について どう思っていましたか？

写真館では、どんな時に「著作権」の必要性に迫られるかというと、七五三の写真が勝手にコピーされて焼き増ししないで使われたとか、結婚式場の写真が複写されてしまったという時くらいしかありませんでした。利益として大きく影響がないですから。それを田沼さんが、それまでは著作権は、単に「守る」ということでしかなかったのを、一步進んで、権利主張をし、使われることで利益につながるという方向で著作権の重要性を発信するようになった。同時に「あなたたちが撮っているものにも権利はありますよ」と伝え、写真館も含め、今まで著作権の必要性を感じなかった者たちを巻き込みながら権利を確立していったんです。

それとリーダーシップですよね。どなたかが指揮をとらなければ、日本写真著作権協会はここまで組織にならなかったと思います。絶対的な责任感というか、意思の強さというか…。田沼さんのリーダーシップがあってこそ、進めてこられた仕事じゃないかなと。啓発活動というのは非常に漠然としているんだけども、きちんと組織にしてシステムも作って、そして著作者が作品を利用された場合には対価を得られるところまでできているし、これからも続けていく。もともとは個人の利益ということで起こってきたんでしょうけど、全体を見ながら仕事をする。そのリーダーシップに敬意を表するところです。

■「フィルムを後世に遺していく」ことについてどう考えていますか？

世界的にみれば、そういう発想はあったのかもしれません。でも国内では思いついてもなかなかできない仕事だと思います。個人でできるわけでもなく、お金もかかる話だし、国を巻き込んで説得してやらなきゃいけない。やっぱり田沼さんのそれまでの活動や、写真家としての実績があって進んでいった話だと思います。

最近テレビを見ていましたら、古い時代に使われた墨で書かれた教科書が出てきて、それを整理しているんですよ、整理するだけで2、3年かかるんですよ、という話がありました。整理しておかないと無くなっちゃって読めなくなっちゃう。何が書かれていたか、分からなまま失われてしまう。つまり、まずは保存しておかないと話にならないということですね。保存しておいて、そして中身を長い時間をかけて分析する、解析する。それで初めて歴史が分かったり、色んなことが見えてくることがある。だからフィルムも、とりあえず保存しておかないと話にならない。

確かにデジタルでコピーすれば保存しておけるのかもしれないけど、例えばものすごく薄いネガ（フィルム）があって、これをこうプリントしたらこう出るんだよねっていうのは、デジタルでは伝わらないと思うんですよね。その時の技術もあるでしょうし、1枚1枚の重さが違うんです。田沼さんも「過去は撮れない」とおっしゃっていましたが、過去を遺す作業が、今のアーカイブだと思います。後になって「あの中にあったかもね」ではもう遅いので、解析とか、優先順位は後にして、残すかどうかの判断は後世にゆだねて、まずはしっかりと保存しておくこと。フィルムは有限ですので。

■今後の自身や著作権、日本写真保存センターの活動についてどうしたいと考えていますか？

前任者の田沼さんがあまりにも偉大な方です。一緒に仕事をしていた瀬尾太一君も、違う意味で偉大。決して彼らと同じ事ができるとは思っていません。ですから、どこまで想いを持ち続けられるかだと思っています。写真家の活動としては、自分が撮れる写真を撮っていく。啓発活動や保存センターの活動に関しては、これまでの活動を踏まえて、田沼さんや瀬尾君のような圧倒的なリーダーシップはとれないかもしれません、11団体が力をそろえて

動いていけるようななかたちを作りたいです。他人事じゃないんだよ、「そんな話があるらしいね」ではだめなんだよと。同時進行で、社会にも働きかけていくべきです。例えば学校で生徒や学生、保護者を、教員が撮った場合、また我々が委託されて撮った場合…。それぞれ写真がどういう権利を持っているかが認識されているのか。きちんと意識して伝えないと、どこかでトラブルになった時に、我々の仕事そのものも壊れてしまう。内部的な部分、外部に対しての発信など、できる限りのことを会長という立場で進めていけたらと考えています。

■田中会長が所属している「日本写真文化協会」について教えてください

日本写真文化協会は写真館の団体です。僕らは全国の地域に根づいて、そこで暮らしているわけです。そういう意味では、地域に根ざしているからこそできる仕事であり、記録なんです。写真館の仕事は、地域アーカイブ、もしくは家庭内アーカイブ。意識しなくとも、街、地域、地方が写るんですよね。

また、全国展の写真のアーカイブをしています。全国から集まった写真を、コンテストが終わりました、はいおしまいじゃなく、なんとか使っていただきたい。使うことは応募者の励みにもなるでしょうし、記録として残すという意味でも大事なことです。地域で撮られた写真が教育利用アーカイブに入るなどすると、かなり充実するでしょう。

いずれにせよ、その地域でしか撮れない写真を写真館は撮っています。そしてその意識を広めていかなくちゃいけない。田沼さんは「お金をもらう写真ばかり撮ってるんじゃないよ」って言っていましたけど…。もちろん、そうでない写真を撮っている方も多いです。僕も不得意分野だけど、そういった活動もしていかなくちゃいけないです。今後、出歩くことが多くなると思いますので、その合間に街のスナップを2、3枚ね。

聞き手：棚井文雄
photo: 加藤雅昭 HJPI320110001771

田中秀幸（たなか・ひでゆき）

1953年生まれ。東京写真大学（工芸大）工学部写真工学科卒。武蔵小山と田園調布で記念写真、スクールフォト等を中心に、写真館を経営。
一般社団法人日本写真文化協会会長

GALLERY



photo: Kaneo Honma

《年越の夜》

本間鉄雄 / Kaneo Honma / HJPI320110000266

東京都下 砂川町農家

1957年12月『芸術写真研究』掲載

日本カメラ財団収蔵



《仲見世》

本間鉄雄 / Kaneo Honma / HJPI320110000266

台東区, 浅草

1937年頃

日本カメラ財団収蔵

「職務著作」その概要と問題点

通常、著作権は創作を行う個人に対して与えられますが、一定の要件を満たすと法人等に与えられることがあります。著作権の帰属が個人なのか法人なのかは線引きが曖昧になることもあり得るので、その概要と問題点について説明します。

日本の著作権法

著作者の権利を守るための法律で、著作者に対して以下の権利を保証します。

【著作者人格権】（精神的利益を守るための権利）

著作物が勝手に公表されない権利、公表する場合に著作者名の表示について決める権利、そして著作物が勝手に改変されない権利。

【著作権（財産権）】（財産的利益を守るための権利）

著作物が勝手に複製されない権利、勝手に展示されない権利、勝手に譲渡されない権利など。

職務著作の概要

通常、著作権は実際に創作を行う個人に与えられます。但し例外があり、著作物が次の要件を満たせば「職務著作」になり、法人等が著作権を持つことが認められます。

- (a) その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人その他の「使用者」(例えば、国や会社など。以下「法人等」という) であること
- (b) 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
- (c) 「職務上」の行為として創作されること
- (d) 「公表」する場合に「法人等の著作名義」で公表されること
- (e) 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと
(文化庁著作権課「著作権テキスト」より)

個人の意思よりも法人による指示が重視されるもので、新聞社の社員が新聞のために記事を書いたり、写真を撮ったりするような場合には該当し得るでしょう。

職務著作の問題点

一般的な写真の場合、どれだけ指示があっても最後にシャッターを切るのは撮影者の意思ですから、撮影者が著作者と考えるのが自然です。しかし、過去の裁判において、写真が職務著作に該当するかが争点になりました。このように「解釈の余地がある」ことが職務著作の問題点です。

判例の紹介

あるフリーの写真家が契約に基づき、サーキットで開催されたオートバイ走行会にて走行中のオートバイを被写体とする撮影を行いました。後日、契約先の会社が写真家に無断で写真を使用し、これに対して写真家が著作権侵害を主張したところ、その会社は「職務著作に該当する」として反論したのです。

水戸地裁による一審判決では、会社が写真家に対して撮影場所、アングル、被写体のイメージ等を指示しており、撮影された写真は同様の指示を受けた別の撮影担当スタッフの写真とも極めて類似しているなどの理由で、職務著作であることが認められてしまいました (原審事件番号 : 平成 20(ワ)52) 。

しかし、写真家がこの判決を不服として知財高裁に控訴したところ、高裁は、指示があったとはいえ撮影者はプロの写真家として職務を行った訳で、そこに職務著作が想定する法人と職員の関係性は認められないとして一審を覆しました (事件番号 : 平成 21(ネ)10051) 。

職務著作と判断されないために

判例では、アングルやイメージの指示はあったものの、写真家は撮影機材の選択と撮影時のカメラの設定は自ら行っており、単純に指示通りの撮影をした訳ではありませんでした。職務著作ではないという高裁判決は妥当です。

依頼撮影で何らかの指示があったときは無条件に従うのではなく、指示を考慮しながら撮影者自身の感性を生かしながら撮影し、自ら撮影の意図を考え、出来るだけ独自の表現を心掛けることが大切です。

記：大國浩太郎

【参考文献】

文化庁著作権課「著作権テキスト - 令和 4 年度版 - 」

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93736501_01.pdf



QUESTION

卒業式・入学式の撮影や SNS 公開で気をつけるべきことは？

子供の卒業式・入学式を撮影しようと考えています。撮影するときの肖像権や、その写真をインターネット上に掲載するときに気をつけるべきことは何でしょうか？

ANSWER



《SHANGHAI, 1989》
棚井文雄 / Fumio Tanai
HJPI320610000334

公表の許諾と SNS 機能の有効利用を

卒業式・入学式などのお祝いの式典は、お子さんの素晴らしい姿を撮影できる絶好のチャンスですね。このような撮影では、自身のお子さんを中心にレンズを向けるとは思いますが、クラスメイトや先生が画面に入ったり、お友達の方から積極的にフレームに入ってくれることもあるでしょう。その写真は、お子さんの成長の記録として後々まで残り、何年後かにお子さんがその写真を見たとき、友人や先生たちが写っていることで、様々な記憶を蘇らせるよいきっかけにもなると思います。

しかし、誰もが見ることのできるSNSなどへアップ（公開）することは、お子さんと一緒に写った人たちに対して、いわゆる「肖像権」（プライバシー権）を侵害してしまう可能性がありますので注意が必要です。

あらかじめ、学校側から撮影して良い場所が指定されているケースもあるようですが、事前に確認することも必要ですが、特段の注意事項もなく、他のご家族も同じように撮影をしているのであれば、親御さん、お子さん共に一緒に写ることを容認していると推測できるでしょう。このような状況で撮影された写真であり、なつかつ、写り込んだお友達などが誰であるのか判別できない程度であれば、公開してもプライバシー侵害にはならないと考えられます。

しかし、たとえ「撮られること」については承諾していても、「公表」の許諾を得たわけではありませんので、数人を写した写真で、個人が特定できるような場合には、公表に際して、被写体が未成年者の場合には親御さんの許諾を得る必要があります。後日、連絡を取ることは難しい場合もあると思いますので、撮影時に声を掛けて、SNSにアップしても良いかどうかを確認（許諾を得る）しておくことをお勧めします。

SNSには、プライバシー設定で「友人のみに公開する」というように、公開範囲を指定できるなどの機能があります。これらの機能でトラブル回避の可能性が高まります。上手く利用して、家族の良い思い出をつくりましょう。

記：棚井文雄

第48回
2023

JPS展

2023 the 48th Exhibition of the JPS

東京展

5.20(土) - 5.28(日)

東京都写真美術館 B1F 展示室

開館時間 10:00~18:00(木・金は20:00まで) 月曜休館

関西展

6.20(火) - 6.25(日)

京都市美術館別館 2F

開館時間 10:00~18:00

第2回知っておきたい 写真著作権＆肖像権セミナー

公益社団法人日本写真家協会／一般社団法人日本写真著作権協会 共催事業

●東京 5/21(日) 東京都写真美術館1Fホール【講師】午前の部：吉川信之 午後の部：大西みづぐ／山岸伸／棚井文雄

●関西 6/25(日) 京都市勧業館「みやこめっせ」大会議室【講師】ハービー・山口／溝縁ひろし／棚井文雄

※参加無料 詳細は日本写真家協会HP、チラシをご覧下さい。



とても重要です
氏名表示は
写真作品が
オーファンワークスに
ならないために



YOU
ARE
A

COPYRIGHT OWNER

撮影者を「親」、作品を「子」に例えて、撮影者（権利者）が不明になった作品（著作物）を
オーファンワークス（孤児著作物）と呼びます。

このような作品は、例えその作品を利用したい人が現れても
利用の許諾を得ることが難しく、埋もれていく可能性があります。

あなたの作品をそのような状況に置かないためにも、作品公表の際には必ず氏名表示をしましょう。
写真著作権を大切に。

一般社団法人
日本写真著作権協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町25 JCIIビル403

<https://jpca.gr.jp>